



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

監査委員事項

- 定期監査結果の公表 1
- 財政的援助団体等監査結果の公表 13

監 査 委 員 会 事 項

沖縄県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定に基づいて次のとおり公表する。

平成19年12月21日

沖縄県監査委員	太	田	守	胤
沖縄県監査委員	鈴	木	啓	子
沖縄県監査委員	兼	城	賢	次
沖縄県監査委員	糸	洲	朝	則

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づいて、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査（以下、「財務に関する監査」という。）を実施し、また、同条第2項の規定に基づいて、県の事務の執行について監査（以下、「事務に関する監査」という。）を実施した。

監査の概要は次のとおりである。

1 監査対象年度及び監査実施期間

- ア 監査対象年度 平成18年度
- イ 監査実施期間 平成19年1月16日から平成19年8月30日まで

2 監査の実施方法及び実施方針

(1) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

イ 書面監査

監査対象機関に關係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

(2) 監査の実施方針

監査を実施するに当たっては、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかという合規性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう事務運営がなされているかという経済性・効率性の観点及び事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点にも留意して実施した。

また、財務に関する監査については、監査の重点項目を次のとおり定めて実施し、事務に関する監査については、監査対象機関が処理する行政全般の事務について実施した。

平成19年の監査の重点項目

- ア 収入未済について
- イ 随意契約について
- ウ 庁舎等の維持管理について
- エ 委託業務の執行について
- オ 個人情報の取り扱いについて
- カ 指定管理の効果等の検証について

3 監査実施機関数及び実施状況

(1) 監査実施機関数

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は次のとおりである。

部 局 名	監 査 対 象 機 関 数	監 査 実 施 機 関 数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 公 室	6	6	6	0
総 務 部	13	13	13	0
企 画 部	33	33	33	0
文 化 環 境 部	11	11	11	0
福 祉 保 健 部	26	26	26	0
農 林 水 産 部	30	30	30	0
観 光 商 工 部	15	15	15	0
土 木 建 築 部	23	23	23	0
出 納 事 務 局	2	2	2	0
企 業 事 務 局	10	10	8	2
病 院 事 務 局	7	7	7	0
議 事 事 務 局	1	1	1	0
教 育 庁	105	105	62	43
警 察 本 部	44	44	36	8
その 他 の 行 政 委 員 会 事 務 局	4	4	4	0
合 計	330	330	277	53

(2) 実地監査の実施状況

実地監査の実施機関及び実施期日は、次のとおりである。

監 査 実 施 機 関	監 査 実 施 期 日	監 査 実 施 機 関	監 査 実 施 期 日
知 事 公 室		文 化 環 境 部	
本 庁 各 課	平成19年 7月17日～7月18日	本 庁 各 課	平成19年 7月24日～7月27日
	〃 8月 8日		〃 8月10日
消 防 学 校	〃 3月13日	計 量 検 定 所	〃 4月20日
			〃 5月29日
総 務 部		県 立 芸 術 大 学	〃 5月10日～5月11日
本 庁 各 課	平成19年 7月19日～7月20日	平 和 祈 念 資 料 館	〃 3月 8日
	〃 8月13日		
東 京 事 務 所	〃 2月 9日	県 民 生 活 セ ン タ ー	〃 3月14日
			〃 4月16日
自 治 研 修 所	〃 3月 8日		
公 文 書 館	〃 3月 9日	福 祉 保 健 部	
		本 庁 各 課	平成19年 8月 7日～8月10日
名 護 県 税 事 務 所	〃 4月24日～4月25日		〃 8月20日
	〃 5月15日		
コ ザ 県 税 事 務 所	〃 6月 5日～6月 6日	北 部 福 祉 保 健 所	〃 4月17日～4月18日
	〃 7月26日		〃 5月24日
那 覇 県 税 事 務 所	〃 6月 5日～6月 6日	中 部 福 祉 保 健 所	〃 3月22日～3月23日
	〃 7月10日		〃 4月20日
自 動 車 税 事 務 所	〃 6月 7日	南 部 福 祉 保 健 所	〃 3月22日～3月23日
	〃 7月31日		〃 4月25日

企 画 部		中央保健所	〃	3月22日～3日23日
本庁各課	平成19年 7月17日～7月20日	看護大学	〃	5月15日～5月16日
	〃 8月 8日		〃	6月25日
海洋深層水研究所	〃 2月 8日	浦添看護学校	〃	5月17日
	〃 3月15日		〃	6月21日
畜産研究センター	〃 2月20日～2月21日	首里厚生園	〃	3月 6日
			〃	4月26日
農業研究センター	〃 4月17日～4月18日	若夏学院	〃	3月14日
	〃 5月16日		〃	4月12日
農業研究センター名護支所	〃 4月20日	女性相談所	〃	3月 8日
	〃 5月29日			
農業研究センター宮古島支所	〃 5月24日	石嶺児童園	〃	3月13日
	〃 6月12日		〃	4月26日
農業研究センター石垣支所	〃 6月 1日	中央児童相談所	〃	5月 8日～5月 9日
	〃 6月28日		〃	6日25日
森林資源研究センター	〃 2月23日	コザ児童相談所	〃	5月 8日
水産海洋研究センター	〃 2月27日～2月28日	身体障害者更生相談所	〃	3月 7日
水産海洋研究センター石垣支所	〃 6月 1日	総合精神保健福祉センター	〃	3月13日
	〃 6月27日		〃	4月27日
工業技術センター	〃 3月14日	中央食肉衛生検査所	〃	3月20日
			〃	4月24日
宮古支庁各課	〃 5月22日～5月25日	北部食肉衛生検査所	〃	2月22日
	〃 6月12日			
八重山支庁各課	〃 5月29日～6月 1日	衛生環境研究所	〃	3月15日～3月16日
	〃 6月27日		〃	4月24日

監 査 実 施 機 関	監 査 実 施 期 日	監 査 実 施 機 関	監 査 実 施 期 日
動物愛護管理センター	平成19年 3月 9日	土 木 建 築 部	
農 林 水 産 部		本庁各課	平成19年 8月 7日～8月10日
本庁各課	平成19年 7月24日～7月27日		〃 8月20日
	〃 8月10日	北部土木事務所	〃 4月24日～4月26日
北部農林水産振興センター			〃 5月21日
「北部農業改良普及センター」	〃 2月27日	中部土木事務所	〃 5月15日～5月17日
	〃 3月22日		〃 6月13日
「北部農林土木事務所」	〃 4月26日～4月27日	南部土木事務所	〃 5月 8日～5月10日
	〃 5月24日		〃 6月22日
「北部林業事務所」	〃 2月22日	中城湾港建設事務所	〃 4月19日～4月20日
(北部家畜保健衛生所)	〃 2月28日		〃 5月15日
中央卸売市場	〃 3月 6日	下地島空港管理事務所	〃 5月25日
中央家畜保健衛生所	〃 5月11日		〃 6月13日
家畜衛生試験場	〃 4月27日	県ダム事務所	〃 4月17日～4月18日
	〃 5月17日	(倉敷ダム管理所)	
家畜改良センター	〃 2月23日	(金城ダム管理所)	
病虫害防除技術センター	〃 3月 2日	下水道管理事務所	〃 5月10日～5月11日
		(具志川浄化センター)	〃 6月21日
中部農業改良普及センター	〃 3月 7日	(宜野湾浄化センター)	
		(那覇浄化センター)	
		(西原浄化センター)	
		下水道建設事務所	〃 5月 9日
			〃 6月22日

南部農業改良普及センター	//	4月19日 5月17日	出納事務局	平成19年 7月10日 " 8月 3日
農業大学校	//	4月19日 5月21日	企業局	
中部農林土木事務所	//	5月17日～5月18日 6月13日	本庁各課	平成19年 7月 3日～7月 5日 " 8月 1日
南部農林土木事務所	//	4月24日～4月26日 5月16日	久志浄水管理事務所	// 3月 1日 " 4月20日
南部林業事務所	//	3月 9日	水質管理事務所	// 5月16日 " 6月15日
栽培漁業センター	//	4月27日	北谷浄水管理事務所	// 5月15日 " 6月15日
水産業改良普及センター	//	3月 1日		
観光商工部			病院事業局	平成19年 7月11日～7月12日 " 8月 1日
本庁各課 (労政・女性就業センター)	平成19年	8月14日～8月16日 " 8月21日	北部病院	// 6月 5日～6月 7日 " 7月10日
(工芸技術支援センター)	//	3月20日 4月12日	中部病院	// 6月19日～6月21日 " 7月31日
大阪事務所	//	3月15日～3月16日	南部医療センター・こども医療センター	// 6月19日～6月21日 " 7月26日
自由貿易地域管理事務所	//	3月15日	宮古病院	// 6月12日～6月14日 " 7月 6日
具志川職業能力開発校	//	3月16日 4月27日	八重山病院	// 6月12日～6月14日 " 7月24日
浦添職業能力開発校	//	3月20日 4月16日	精和病院	// 6月 7日～6月 8日 " 7月30日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
議会事務局	平成19年 7月31日 " 8月22日	那覇西高等学校	平成19年 1月19日
教育庁		豊見城高等学校	// 1月17日
本庁各課	平成19年 8月14日～8月16日 " 8月21日	豊見城南高等学校	// 1月23日
国頭教育事務所	// 2月20日～2月21日 " 3月27日	南風原高等学校	// 1月24日
中頭教育事務所	// 2月 6日～2月 7日 " 3月20日	知念高等学校	// 1月23日
那覇教育事務所	// 2月 6日～2月 7日	糸満高等学校	// 1月24日 " 2月19日
島尻教育事務所	// 2月 1日～2月 2日	向陽高等学校	// 1月25日 " 2月22日
宮古教育事務所 (県立図書館宮古分館)	// 2月14日～2月15日 " 3月 6日	久米島高等学校	// 2月 7日 " 3月15日
八重山教育事務所 (県立図書館八重山分館)	// 2月14日～2月15日	八重山高等学校	// 2月14日 " 3月 8日
総合教育センター	// 2月 8日～2月 9日	中部農林高等学校	// 1月23日
県立図書館	// 2月 2日 " 3月 8日	宮古農林高等学校	// 2月16日 " 3月 6日
埋蔵文化財センター	// 2月 2日 " 3月 1日	八重山農林高等学校	// 2月15日 " 3月 9日
		北部工業高等学校	// 2月22日

名護青年の家	// 2月23日 // 3月20日	美里工業高等学校	// 3月22日 // 1月31日
石川少年自然の家	// 1月26日	那覇工業高等学校	// 1月18日
玉城少年自然の家	// 1月19日 // 2月22日	南部工業高等学校	// 1月31日
本部高等学校	// 2月21日 // 3月22日	八重山商工高等学校	// 2月13日 // 3月9日
前原高等学校	// 1月18日	那覇商業高等学校	// 1月30日
美里高等学校	// 1月25日 // 2月6日	沖縄水産高等学校	// 1月30日 // 2月19日
コザ高等学校	// 1月16日 // 2月6日	泊高等学校	// 1月30日
北谷高等学校	// 1月17日	沖縄盲学校	// 2月1日 // 3月27日
北中城高等学校	// 1月31日	沖縄ろう学校	// 1月17日 // 2月16日
宜野湾高等学校	// 1月18日	名護養護学校	// 2月20日 // 3月22日
西原高等学校	// 1月16日	美咲養護学校	// 1月24日 // 2月16日
浦添高等学校	// 1月26日 // 2月15日	大平養護学校	// 2月1日 // 3月27日
那覇国際高等学校	// 1月19日 // 2月15日	鏡が丘養護学校 (// 浦添分校)	// 2月9日 // 3月1日
開邦高等学校	// 1月16日 // 2月6日	沖縄高等養護学校	// 1月25日
那覇高等学校	// 1月26日 // 2月6日		

監 査 実 施 機 関	監 査 実 施 期 日	監 査 実 施 機 関	監 査 実 施 期 日
警 察 本 部		監査委員事務局	平成19年 7月12日
本庁各課	平成19年 7月 3日～7月 6日 // 8月 3日	人事委員会事務局	// 7月11日 // 8月17日
那覇警察署	// 3月 6日～3月 7日 // 4月25日	労働委員会事務局	// 7月10日 // 8月22日
浦添警察署	// 2月28日 // 3月 8日	選挙管理委員会事務局	// 7月17日 // 8月 8日
嘉手納警察署	// 3月 2日 // 4月18日		
宜野湾警察署	// 3月 1日 // 4月18日		
宮古警察署	// 2月13日 // 3月 7日		
八重山警察署	// 2月13日 // 3月 8日		
警察学校	// 2月27日 // 3月27日		

備考：監査実施機関は平成19年4月1日現在で表記してある。ただし、統合・廃止等になった機関については、「 」書きで旧機関名を表記してある。

(3) 書面監査の実施状況

書面監査の実施機関は、次のとおりである。

書面監査は、平成19年8月1日から8月30日までの間で実施した。

部 局 名	監 査 実 施 機 関
企 業 局	石川浄水管理事務所、西原浄水管理事務所
教 育 庁	実習船運営事務所、県立博物館、糸満青年の家、宮古少年自然の家、石垣少年自然の家、辺土名高等学校、北山高等学校、名護高等学校、宜野座高等学校、石川高等学校、与勝高等学校、読谷高等学校、嘉手納高等学校、具志川高等学校、球陽高等学校、普天間高等学校、陽明高等学校、首里高等学校、首里東高等学校、真和志高等学校、小禄高等学校、宮古高等学校、伊良部高等学校、北部農林高等学校、南部農林高等学校、美来工科高等学校、浦添工業高等学校、沖縄工業高等学校、宮古工業高等学校、名護商業高等学校、具志川商業高等学校、中部商業高等学校、浦添商業高等学校、南部商業高等学校、翔南高等学校、島尻養護学校、西崎養護学校、宮古養護学校、八重山養護学校、泡瀬養護学校、桜野養護学校、那覇養護学校、森川養護学校
警 察 本 部	豊見城警察署、糸満警察署、与那原警察署、沖縄警察署、うるま警察署、石川警察署、名護警察署、本部警察署

第2 監査結果の概要

監査の結果、各機関における予算の執行、財産の管理など財務に関する事務及び事務・事業等の執行は、おおむね適正に処理されていた。しかし、一部については、是正・改善を要するものを指摘事項として掲記したので、これらについては、適切な措置が講じられるよう要望する。

指摘事項の概要は次のとおりである。

なお、指摘事項の詳細については、「第3 部局別の指摘事項」に記述してある。

(1) 財務に関する指摘事項

ア 収入に関するもの

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
県税収納率の向上に努力を要するもの	1	税務課、各県税事務所、両支庁県税課
調定事務が適正でなかったもの	2	八重山支庁土木建築課外1機関
徴収に努力を要するもの	4	青少年・児童家庭課外3機関
債権の管理が適正でなかったもの	1	中央卸売市場
収納率の向上に向け指定管理者の指導・連携に努力を要するもの	1	住宅課
医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの	1	県立病院課、各県立病院
診療報酬の算定にもれがあるもの	1	南部医療センター・こども医療センター
計	11	

イ 支出、契約に関するもの

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
給与が過・不足払いとなっていたもの	20	コザ県税事務所外19機関
契約方法等について改善を要するもの	1	八重山家畜保健衛生所
通信運搬費の執行に適正を欠くもの	1	北部農林土木事務所
支払遅延により不経済支出となっていたもの	1	新産業振興課
計	23	

ウ 財産に関するもの

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
公有財産の管理が適正でなかったもの	2	農村整備課、中城湾港建設事務所
計	2	

(2) 事務に関する指摘事項

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
防火管理者の届け出等がなされていなかったもの	2	工業技術センター、中部土木事務所
授業料等の免除及び減額の決定に係る事務処理が遅いもの	1	看護大学
診療報酬請求事務について努力を要するもの	1	県立病院課、各県立病院
計	4	

(3) 部局別件数

部局別の指摘件数は次のとおりである。

部 局 名	財 務 監 査 事 項							事務監査 事 項
	予算	収入	支出	契約	財産	工事	計	
知 事 公 室								
総 務 部		1	1				2	
企 画 部		1	3	1			5	1
文 化 環 境 部			1				1	
福 祉 保 健 部		2	4				6	1
農 林 水 産 部		2	2		1		5	
観 光 商 工 部		1	1				2	
土 木 建 築 部		1	1		1		3	1
出 納 事 務 局			1				1	
企 業 局								
病 院 事 業 局		3	5				8	1
議 会 事 務 局								
教 育 庁			2				2	
警 察 本 部			1				1	
その他の行政委員会事務局								
計		11	22	1	2		36	4

(4) 監査所見

ア 収入未済額の縮減について

平成18年度の一般会計の収入未済額は、前年度に比べ7.6%減少しており、努力の跡がうかがえる。

しかし、収入未済額は67億円余で依然として多額であるので、その縮減と新たな収入未済の発生防止に努められたい。

また、医業未収金（個人負担分）については、平成19年2月から新たに債権回収サービス業者に委託するなどして、債権回収の強化に努めている。

しかし、平成18年度末の医業未収金は18億円余と多額であるので、その縮減と新たな収入未済の発生防止に努められたい。

イ 適正な給与支給事務について

給与の過不足払いについては、例年、指摘事項として掲記されたものと同様なケースであり、その殆どが出先機関で生じている。

これは、給与事務担当者の習熟度不足に起因するものと思われる。

実効性のある内部チェック体制を確立し、適正な事務処理に努められたい。

ウ 防火管理者の選任等について

消防法に基づき防火管理者の選任が必要であるにもかかわらず、その選任がなされず、消火訓練等を実施していない機関があった。

防火管理者は、消防計画を策成し、消火、通報及び避難の訓練等を定期的実施しなければならないなどの重要な責務がある。

法令に基づき防火管理者の選任を行うとともに、消火訓練等を実施されたい。

エ 契約方法について改善を要するもの

支出予定総額が160万円を超える燃料費の単価契約で、随意契約とする正当な理由がないにもかかわらず、随意契約により契約を締結しているものがあった。

財務規則等に基づき適正な事務処理に努められたい。

なお、入札・契約事務については、常に県民の立場に立って透明性、経済性を確保するとともに、随意契約を可能な限り競争入札に付すなど、経済性、効率性を高めるように努められたい。

オ 適正な事務処理について

財務に関する事務については、指摘事項として掲記されたもの以外にも、給与等の過不足払い、委託料や賃借料の契約に係る支出負担行為の遅れ、歳入調定の漏れや遅れ、督促状の未発行など、財務規則等に基づく事務処理を行っていない事例があった。

各機関においては、財務規則等に基づいた適正な事務処理の確保に向け、継続的な取り組みに努められたい。

また、個人情報を取り扱う委託業務の契約締結に際しては、個人情報の漏洩等があった場合は、個人情報保護条例で規定する罰則規定の適用がある旨を、当該契約条項に規定する必要があるにもかかわらず、規定していない事例があった。

については、個人情報保護条例の周知徹底に努められたい。

第3 部局別の指摘事項

○総務部

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 県税収納率の向上に努力を要するもの

県税の収納状況は次のとおりで、収納率は前年度に比べ0.7ポイント上回っている。

しかし、収入未済が多額となっているので、引き続き徴収対策を強化し、県税収入の確保に努力する必要がある。

	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成18年度	101,630,690,655	97,250,041,236	575,268,535	3,809,072,878	95.7
平成17年度	92,545,180,672	87,932,500,351	351,655,787	4,269,082,692	95.0
対前年度比	109.8	110.6	163.6	89.2	—

(円、%)

(税務課、各県税事務所、両支庁県税課)

[支 出]

① 給与が過払いとなっていたもの

12月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、57,687円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は是正されている。

(コザ県税事務所)

○企画部

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 調定事務が適正でなかったもの

道路占用料等の収入について、前年度から引き続き占用料を徴収するものについては4月30日までに徴収すべきであるが、徴収事務が著しく遅れていた。

(八重山支庁土木建築課)

[支 出]

① 給与が過・不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっているものが次のとおりあった。

6月期の期末・勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間を誤ったため、161,224円が不足払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後是正されている。

(宮古福祉保健所)

扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得状況の確認が十分でなかったため、531,380円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後分割払いにより、一部返納されている。

(宮古家畜保健衛生所)

住居手当の支給に当たって、転居に伴う支給要件の確認が十分でなかったため、43,000円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後是正されている。

(畜産研究センター)

[契 約]

① 契約方法等について改善を要するもの

焼却炉燃料用重油の購入契約について、随意契約を締結しているが、競争入札に付すよう改善する必要がある。また、この契約に当たっては、沖縄県財務規則に基づく予定価格調書が作成されていないかった。

(八重山家畜保健衛生所)

(2) 事務に関する事項

① 防火管理者の届け出等がなされていなかったもの

消防法で義務づけられている防火管理者の消防署への届け出がなされておらず、消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練も実施されていなかった。

なお、この事項については、指摘後改善されている。

(工業技術センター)

○文化環境部

(1) 財務に関する事項

[支 出]

① 給与が過払いとなっていたもの

6月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、43,376円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後是正されている。

(県民生活課)

○福祉保健部

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 徴収に努力を要するもの

収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調 定 額 に 対 する 割 合	対前年度増加率
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入等	304,354,247円	66.8%	2.8%
		(青少年・児童家庭課、各福祉保健所)	
生活保護返納金	26,519,116円	79.1%	43.5%
		(南部福祉保健所)	

[支 出]

① 給与が過・不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後は正されている。

6月期及び12月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、職員Aは81,598円、職員Bは42,142円が過払いとなっていた。

(南部福祉保健所)

6月期の勤勉手当の支給に当たって、育児休業による除算期間を誤ったため、63,214円が不足払いとなっていた。

(中部福祉保健所)

通勤手当の支給に当たって、通勤距離を誤って認定したため、31,000円が過払いとなっていた。

(中央食肉衛生検査所)

扶養手当の支給に当たって、支給要件の確認が十分でなかったため、60,288円が過払いとなっていた。

(北部食肉衛生検査所)

(2) 事務に関する事項

① 授業料の免除及び減額の決定に係る事務処理が遅いもの

沖縄県立看護大学の授業料の免除又は減額の決定は、沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例施行規則第6条で、知事は、当該申請書の送付を受けたときは、速やかにその可否を決定し、その旨を学長を経て申請者に通知することになっているが、6ヶ月以上の期間を要していた。

(看護大学)

○農林水産部

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 徴収に努力を要するもの

収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調 定 額 に 対 する 割 合	対前年度増加率
沿岸漁業改善資金 貸付金元利収入	88,933,000円	55.1%	3.9%
違約金及び延納利息	2,567,887円	42.2%	35.7%

(水産課)

② 債権の管理が適正でなかったもの

中央卸売市場施設使用料等の徴収に当たり、沖縄県財務規則の規定に基づく督促状の発行が著しく遅延していた。

(中央卸売市場)

[支 出]

① 給与が過払いとなっていたもの

扶養手当の支給に当たって、支給要件の確認が十分でなかったため、492,092円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は正されている。

(南部林業事務所)

② 通信運搬費の執行に適正を欠くもの

必要以上の切手の保有があり、毎年持ち越されていた。

(北部農林土木事務所)

[財 産]

① 公共用財産の管理が適正でなかったもの

海岸保全施設工事等の施行により取得した土地は、国に帰属するものであるが、県有財産として登録されていた。

(農村整備課)

○観光商工部

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 徴収に努力を要するもの

多額の収入未済が生じているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調 定 額 に 対する割合	対前年度増加率
小規模企業者等設備 導入資金貸付金元利収入	3,440,092,415円	69.7%	4.3%
違約金及び延滞利息	61,558,857円	88.7%	△0.2%

(経営金融課)

[支 出]

① 支払遅延により不経済支出となっていたもの

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの電気料の支払いが早収期限日より遅れたため、遅収加算額55,462円が不経済支出となっていた。

(新産業振興課)

○土木建築部

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 収納率の向上に向け指定管理者の指導・連携に努力を要するもの

県営住宅は平成18年度から指定管理者の管理に移行している。収入未済額は前年度より減少しているが、まだ多額にのぼっており、引き続き徴収率の向上が図れるよう指定管理者の指導・連携に努める必要がある。

事 項	収入未済額	調 定 額 に 対する割合	対前年度増加率
県営住宅使用料	814,568,605円	14.9%	△4.9%

(住宅課)

[支 出]

① 給与が不足払いとなっていたもの

12月期の期末・勤勉手当を支給するに当たって、病気休暇による除算期間を誤ったため、403,259円が不足払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は正されている。

(下水道管理事務所)

[財 産]

① 港湾施設の管理が適正でなかったもの

港湾施設の使用許可申請手続きがなされないまま、コンテナ置き場として使用させている事例等があり、管理上適正を欠いている。

(中城湾港建設事務所)

(2) 事務に関する事項

① 防火管理者の届け出等がなされていなかったもの

消防法で義務付けられている防火管理者の消防署への届け出がなされておらず、消防計画の作

成、消火、通報及び避難の訓練も実施されていなかった。
なお、この事項については、指摘後改善されている。

(中部土木事務所)

○出納事務局

(1) 財務に関する事項

[支 出]

① 給与が不足払いとなっていたもの

12月期の期末・勤勉手当の支給に当たって、休職による除算期間を誤ったため、73,145円が不足払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後是正されている。

(物品管理課)

○病院事業局

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの

平成18年度末における医業未収金(個人負担分)は1,860,136,517円となっており、前年度末より8.2パーセント増加していた。未収金の発生防止及び早期回収等について一層の努力を要する。

(県立病院課、各県立病院)

② 診療報酬の算定にもれがあるもの

平成19年3月診療分の診療材料に係る診療報酬の算定において409,000円の算定もれがあった。
なお、この事項については、指摘後是正されている。

(南部医療センター・こども医療センター)

③ 調定事務が適正でなかったもの

実習生等の受入に伴うその他医業外収益3,722,951円の処理について、沖縄県病院事業局財務規程に基づく調定、振替伝票及び納入通知書の発行を行わず収納処理されていたので、今後は、当該規程に基づく適正な処理が必要である。

なお、この事項については、指摘後改善されている。

(南部医療センター・こども医療センター)

[支 出]

① 給与が過・不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

通勤手当の支給に当たって、育児休業中職員の復職に伴い給与システムへの支給開始の入力をしなかったため235,800円が不払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後是正されている。

(北部病院)

平成18年6月期及び12月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため職員Aは107,093円、職員Bは113,388円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後是正されている。

(南部医療センター・こども医療センター)

扶養手当の支給に当たって、支給要件の確認が十分でなかったため、扶養手当、期末手当等140,223円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後是正されている。

(宮古病院)

扶養手当の支給に当たって、支給要件の確認が十分でなかったため、扶養手当、期末手当等が過払いとなっているが、本人からの届出がなされていないため、返納額の確定ができない状況になっている。本人への督促を行い速やかに処理する必要がある。

(南部医療センター・こども医療センター)

住居手当の支給に当たって、支給開始月を誤り54,000円の不足払いがあった。
なお、この事項については、指摘後は正されている。

(南部医療センター・こども医療センター)

(2) 事務に関する事項

① 診療報酬請求事務について努力を要するもの

レセプトの過誤による返戻状況は、平成14年度の0.96パーセントから平成17年度の0.62パーセントまで逡減傾向で推移していたが、平成18年度は0.77パーセントで前年度に比べ、0.15ポイント増加している。引き続き診療報酬請求事務の改善に努力する必要がある。

(県立病院課、各県立病院)

○教育庁

(1) 財務に関する事項

[支 出]

① 給与が過・不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後は正されている。

扶養手当の支給に当たって、支給要件の確認が十分でなかったため、扶養手当、期末・勤勉手当等997,187円が過払いとなっていた。

(宮古教育事務所)

6月期の勤勉手当の支給に当たって、育児休業の除算期間を誤ったため、156,228円が不足払いとなっていた。

(豊見城高等学校)

○警察本部

(1) 財務に関する事項

[支 出]

① 給与が過払いとなっていたもの

住居手当、通勤手当の支給に当たって、転居に伴い認定額を改定すべきであるが、従前の額を支給したため135,400円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は正されている。

(那覇警察署)

沖縄県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、学校法人カトリック沖縄学園ほか25団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定に基づいて別冊のとおり公表する。

平成19年12月21日

沖縄県監査委員	太	田	守	胤
沖縄県監査委員	鈴	木	啓	子
沖縄県監査委員	兼	城	賢	次
沖縄県監査委員	糸	洲	朝	則

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円